

12/28 未済

老健相部屋代改悪へ

利用者負担月8千円相当に

厚生労働省は、介護老人保健施設（老健）や介護医療院の一部で多床室（相部屋）の部屋代を保険給付の対象から外し、利用者に月8千円相当（非課税世帯除く）を負担させる制度改悪を、2020年10月から始めるなど決めました。27日に開いた社会保障審議会の分科会で報告しました。

対象施設は、医療ケアが比較的手厚い「療養型」の老健や、老健相当の介護医療院（Ⅱ型）です。相部屋は1人あたりの床面積が4.5畳ほどの狭さで、カーテンなどで仕切られているだけのため、

05年以降、各介護施設の居住費の負担増を段階的に実施。今回はすでに部屋代などが全額自己負担化されている特別養護老人ホームと比べ、老健などの負担増を正当化しました。

負担増に批判が噴出。家計が苦しくて施設が利用できなくなるケースも懸念されています。

また、厚労省は、部屋代に光熱水費を加えた居住費負担について、物価高騰を受け、介護施設全体で24年8月から一日80円を引き上げることも決めました(生活保護世帯などを除く)。年約2万2千円の負担増となります。

す。

【史上最悪】と呼ばれる介護改悪メニューの一つで、反対論を押し切って強行する構えです。自公政権は20